

一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

一宮町長

馬淵昌



一宮町条例第21号

一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例

一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2
年一宮町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月 10 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町条例第22号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

農業振興地域整備促進協議会委員	〃 3,500円
-----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月/〇 日

一宮町長

馬淵 昌



一宮町条例第23号

一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例

一宮町迷惑防止条例（令和5年一宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 民泊等宿泊施設 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて営業する簡易宿所営業の施設及び住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出により営業する住宅宿泊事業の施設をいう。

第19条を第20条とする。

第18条中「第7条、第8条又は第10条」を「第8条、第9条又は第11条」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項第1号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第2号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第3号中「第10条」を「第11条」に改め、同項第4号中「第12条」を

「第13条」に改め、同項第5号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「第7条から」を「第8条から」に改め、同条を第15条とし、第7条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(民泊等宿泊施設を営業する者の責務)

第7条 民泊等宿泊施設を営業する者は、法令に違反しない場合であっても、次に掲げる事項を講じるよう努めなければならない。

- (1) 民泊等宿泊施設には、営業時間中に営業者又はその代理人、使用人その他従事者（以下「営業者等」という。）が常駐すること。ただし、営業者等がおおむね10分以内に民泊等宿泊施設に到着できる体制が整っている場合は、この限りでない。
- (2) 民泊等宿泊施設の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げること。

ア 施設の名称

イ 営業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ウ 簡易宿所営業又は住宅宿泊事業の別

エ 緊急時の連絡先

附 則

この条例は、公布の日から施行する。